認定看護師課程派遣助成事業の概要

１　目的及び必要性

○　医療の高度化・専門化が進行する中、県民に安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定の分野において、高い水準の知識や技術を有する看護師等の確保が求められている。

○　本県の医療課題として、がん医療の充実や、認知症高齢者の増加、在宅医療の推進に伴う看護ニーズに対応するための人材確保、資質の向上が求められていることから、専門性の高い看護師を育成支援することで、看護職員の資質向上、看護職員の確保定着を促進する。

２　事業内容

　　認定看護師養成研修に看護師を派遣する病院に対して、研修費用を1/2助成

（１）対象となる資格

　　　　日本看護協会及び日本精神科看護協会が、認定看護師規定等に基づき認定し

た認定看護師の資格

（２）対象となる認定看護師教育課程の分野（１２分野）

□がん関連

　①緩和ケア（緩和ケア※・がん性疼痛看護※）、

②がん化学療法看護（がん薬物療法看護※）、③乳がん看護、

④がん放射線療法看護

□認知症

　⑤認知症看護

□感染症

　⑥感染管理

□在宅関連

　⑦皮膚・排泄ケア、⑧摂食嚥下障害看護、⑨在宅ケア（訪問看護※）

□精神全般

　⑩精神科看護

□救急

　⑪クリティカルケア（救急看護※）

□循環器関連

⑫心不全看護（慢性心不全看護※）、

⑬脳卒中看護（脳卒中リハビリ看護※）

※現行の認定看護分野（A課程）は2026年度をもって教育終了。2020年度から教育が開始された新たな看護分野（B課程）において、改称。

（３）補助対象となる経費

　受講料（入学金、授業料、実習費）※入学検定料は含まない。

（４）補助率

　１／２（基準額　700千円）